

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第638号）

2022年12月1日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、上海など5市におけるハイテクイノベーション金融改革試験区の構築方案を公表

中国人民銀行などは2022年11月21日、『上海市、南京市、杭州市、合肥市、嘉興市におけるハイテクイノベーション金融改革試験区の総体方案』を公表しました。同方案は長江デルタ地域の5都市においてハイテクイノベーションを金融面からサポートするための試験区を作り上げるとした上、今後の目標や具体的な取り組みなどを示しました。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 『海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金管理規定』の公表に関する中国人民銀行、国家外貨管理局の通知
(中国人民銀行、国家外貨管理局、11/18)
- ✓ 商業手形の引受、割引及び再割引の管理弁法
(中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、11/18)
- ✓ 中国人民銀行、12月5日より金融機関の預金準備率引き下げを決定
(中国人民銀行、11/25)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、上海など5市におけるハイテクイノベーション金融改革試験区の構築方を公表

中国人民銀行は22年11月21日、国家発展改革委員会や科学技術部、工業情報化部、財政部、中国銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、国家外貨管理局と連名で『上海市、南京市、杭州市、合肥市、嘉興市におけるハイテクイノベーション金融改革試験区の総体方案』¹(以下、全体方案)を公表しました。

全体方案は、「約5年間をかけて、上海市や南京市(江蘇省)、杭州市(浙江省)、合肥市(安徽省)、嘉興市(浙江省)においてハイテクイノベーション金融改革試験区(以下、試験区)を作り上げる。上海市の国際金融センター及びハイテクイノベーションセンターとしての機能を一層強化し、南京市や杭州市、合肥市、嘉興市においてハイテクイノベーションの促進に向けた金融と産業が複合したクラスターの構築を推進すること」を目標に掲げています。

全体方案はまた、今後の取り組みについて、「ハイテクイノベーションに向けた金融機関の機能充実」、「ハイテクイノベーションに向けた金融商品の開発推進」、「多層的な資本市場の活用」、「科学技術による金融へのサポートの強化」、「ハイテクイノベーションに向けた金融基盤の強靱化」、「金融リスクの防止対策の徹底」の6つの方面から19の措置を打ち出しています。試験区におけるハイテクイノベーション活動を後押しするため、金融商品・サービスの多様化や、ハイテク新興企業の資金調達への支援強化などが挙げられます。主な内容については図表1の通りです。

【図表1】全体方案の主な内容

①ハイテクイノベーションに向けた金融機関の機能充実

- 商業銀行が試験区においてフィンテック事業部、ハイテクイノベーションに特化した店舗などを設立することを奨励する。条件を満たす商業銀行によるハイテクイノベーション分野に照準を合わせた理財子会社などの設立を支持する。
- インシュアテック会社による試験区での拠点設置、ベンチャー投資を手掛けるPEファンドなどの発展を支援する。区内の証券会社、資産運用会社によるハイテク新興企業へのサポートを強化する。
- ハイテクイノベーションにテコ入れするため、法律や会計、マネジメントコンサルティング、評価・認証、インキュベーション、仲介サービスなどを提供する専門業者の発展に注力する。

②ハイテクイノベーションに向けた金融商品の開発推進

- 金融機関がキャッシュフローや担保物などを総合的に考慮し、試験区内のハイテク新興企業への融資を実施し、知的財産権や株式を担保とした融資サービスを提供することを奨励する。
- 金融機関がサプライチェーンにおける中核企業と連携し、売掛債権を担保とした融資、ファクタリングなどのサプライチェーンファイナンス業務を展開することを支持する。
- 銀行による再貸出、再割引の活用で条件を満たすハイテク新興企業への融資拡大、ベンチャー投資会社などとの連携でハイテクイノベーションに向けた金融サービスの開発を支援する。
- 保険会社がハイテク新興企業の需要に着目し、バイオ医薬品や新設備・技術、新材料の導入、サイバーセキュリティ、特許権やソフトウェア著作権などに係る賠償責任保険の開発に取り組む他、ハイテク新興企業に出資することを支持する。
- 中国域外のPEファンドが適格海外有限責任組合(QFLP)制度を利用し、中国域内のハイテク新興企業に出資すること、国内機関投資家が適格国内有限責任組合(QDLP)制度を利用し、中国域外のハイテク新興企業を買収することを支持する。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/4716513/index>

【図表1】全体方案の主な内容（続き）

③多層的な資本市場の活用

- ハイテク新興企業の上場の円滑化を図る。ソフトウェアやビッグデータ、AIなどの分野における優良企業の上場を奨励する。
- 試験区内の企業による起債を支持し、債券発行の迅速化を図る。中小ハイテク企業による高利回り債の発行を検討する。
- 民間ベンチャーファンドと政府系投資ファンドの連携を推進し、試験区内のハイテク新興企業の資金調達需要を満たす。政府系投資ファンドなどが相対取引（協議譲渡）、上場、企業による買戻しなどの方式を通じエグジットすることを奨励する。

④科学技術による金融へのサポートの強化

- 試験区内においてフィンテック産業クラスターの形成を促し、5GやIoTを中心とした次世代通信インフラの整備を推進する。
- 試験区内の金融機関やハイテク新興企業、信用調査・格付け機関がビッグデータ、AIなどを利用し、ハイテク新興企業の特徴に相応しい信用格付け、リスク評価・対応方法を作ることを支援する。長江デルタ地域における信用調査業務の一体化の発展を後押しする。
- ブロックチェーン技術によるサプライチェーンファイナンス、貿易金融、取引・決済、信用調査などでの応用を積極的に模索する。地域的な店頭市場におけるブロックチェーン技術の導入を支持する。

⑤ハイテクイノベーションに向けた金融基盤の強靱化

- 長江デルタ地域の科学技術や産業面の優位性を生かし、市場原理に基づき、企業を主体とした産学官金連携の技術サービス体系を構築する。
- 上海技術取引所、江蘇省技術財産権取引市場、浙江オンライン技術市場などをベースに、長江デルタ地域における技術移転サービスのプラットフォームを作り上げる。知的財産権と金融が複合したサービスを提供する国際的な専門機関の誘致を支持する。
- 知的財産権を担保とした融資や知財保険、信託などの金融商品の発展を支援する。
- 試験区内におけるハイテクイノベーション関連金融情報とサービスの共有を推進する。
- ハイテクイノベーション関連金融標準の整備を推進し、統一したハイテク新興企業の評価標準の策定を模索する。銀行や証券、保険、ベンチャー投資、担保・保証機関などが標準に基づき、ハイテク新興企業への支援を的確に実施することを図る。

⑥金融リスクの防止対策の徹底

- 省レベルのデジタル化の金融監督管理プラットフォームを構築し、フィンテック技術を活用し市場や業種、地域を跨ぐ金融リスクの識別や検知、スクリーニング、対応力を高めることを支持する。
- クロスボーダー資金移動に対するモニタリング、分析と予測を強化する。試験区内のハイテクイノベーション関連融資や企業上場、ベンチャー投資、知財保護などに係る金融リスクの分析を定期的を実施する。
- 金融情報の整備や、違法集金及びAML（アンチ・マネー・ローンダリング）などの金融リスクの防止対策、金融サービス利用者及び投資家の権利保護、サイバーセキュリティなどにつき、地域、部門を跨ぐ法執行体制と共同対応メカニズムを構築し、違法金融活動に対する取り締まりを厳格に実施する。

（全体方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

『海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金管理規定』の公表に関する中国人民銀行、国家外貨管理局の通知

(原文: 中国人民銀行 国家外汇管理局关于印发《境外机构投资者投资中国债券市场资金管理規定》的通知)

銀発 [2022] 258 号

中国人民銀行、国家外貨管理局 2022 年 11 月 18 日公表、2023 年 1 月 1 日実施

【主要内容】

- 中国人民銀行は国家外貨管理局と連名で『海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金管理規定』を公表し、中国域外の機関投資家による中国債券市場への投資の利便化を図る資金管理規則を定めた。
- 海外機関投資家は決済代理人以外の第三者金融機関を通じて直物外貨取引及び外為デリバティブ取引（アービトラージ限定）を行うことが可能。店頭取引における取引相手数の制限を撤廃する。
- 海外機関投資家による中国債券市場への投資に際し、クロスボーダー人民元決済システム（CIPS）を通じて資金決済を行うことを奨励する。
- 海外機関投資家が中国債券市場に投資する際、入金と海外送金の通貨が原則として一致しなければならない。為替裁定取引が禁止される。人民元と外貨両方を入金する場合、海外送金した外貨の金額は累計で入金した外貨金額の1.2倍を超えてはならない（投資終了による海外送金を除く）。中国債券市場に長期投資する場合、上述の比率は若干緩和されることが可能である。
- 域外の通貨当局やソブリンウェルスファンドなどがカストディアン若しくは決済代理人（商業銀行）を通じて投資する場合は同規定を適用し、銀行にて登記しなければならない。
- 海外機関投資家による中国債券市場への投資に係る資金口座、資金収支と外貨取引、統計モニタリングなどに関する規定も統一された。
- 同規定は23年1月1日より実施する。『海外中央銀行類機関による銀行間市場への投資に係る外貨口座管理問題に関する国家外貨管理局の通知』（匯発 [2015] 43号）、『海外機関投資家による銀行間債券市場への投資に係る外貨管理問題に関する国家外貨管理局の通知』（匯発 [2016] 12号）、『銀行間債券市場における海外機関投資家の外為リスク管理の改善に関する国家外貨管理局の通知』（匯発 [2020] 2号）は廃止となる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693545/4713898/index.html>

商業手形の引受、割引及び再割引の管理弁法

(原文: 商业汇票承兑、贴现与再贴现管理办法)

中国人民銀行 中国銀行保險監督管理委員会令 [2022] 第 4 号

中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会 2022 年 11 月 18 日公表、2023 年 1 月 1 日実施

【主要内容】

- 中国人民銀行は中国銀行保險監督管理委員会と連名で改定後の『商業手形の引受、割引及び再割引の管理弁法』を公表した。
- 弁法でいう商業手形とは、紙ベース若しくは電子の銀行引受手形、ファイナンスカンパニー引受手形、商業引受手形などを指す。サプライチェーン・ファイナンスに利用された手形は電子商業手形のとされる。
- 銀行、農村信用組合、ファイナンスカンパニーが引受人になる場合、振出人の取引実態や債権・債務関係を厳しく審査しなければならない。手形の受取人は振出人若しくは裏書人との間に真実の取引と債権・債務関係が存在しなければならない。
- 情報開示の適用対象に従来の商業引受手形に加え、銀行引受手形を追加した。企業のみならず銀行が

引受人になった場合も、引受人の信用情報の開示が必要となる。

- 銀行及びファイナンスカンパニーが引き受けた手形の金額は最大当該引受人の総資産の15%を超えてはならない。銀行及びファイナンスカンパニーが引き受けた手形の保証金残高は当該引受人の預金の10%を超えてはならない。中国人民銀行及び中国銀行保険監督管理委員会は金融機関の内部統制状況に基づき引受手形残高対融資残高の比率上限などの指標を設けることが可能である。同規定は24年1月1日より実施する。
- 商業手形の支払期間は実際の取引の実行期間と一致し、最大6カ月とする（従来は1年間）。
- 同弁法は23年1月1日より実施する。『商業手形の引受、割引及び再割引の管理暫定弁法』（銀発[1997]216号文印発）、『商業手形の引受、割引及び再割引業務管理の着実な強化に関する中国人民銀行の通知』（銀発[2001]236号）は廃止となる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4715325/index.html>

中国人民銀行、12月5日より金融機関の預金準備率引き下げを決定

（原文：中国人民銀行決定于2022年12月5日下调金融机构存款准备金率）

中国人民銀行2022年11月25日公表、2022年12月5日実施

【主要内容】

- 中国人民銀行は22年11月25日、預金準備率を12月5日から0.25%引き下げると公表した。既に準備率が5%になっている金融機関は対象外。加重平均では7.8%となる。全面的な預金準備率の引き下げは今年4月以来7カ月ぶり（当時も0.25%引き下げ）。これにより、大型金融機関の預金準備率は11%、中小金融機関の預金準備率は8%となる。
- 今回の措置で約5,000億元の資金が市場に放出される。金融機関の資金調達コストを年間約56億元押し下げ、企業向け貸出金利の低下につながる。新型コロナウイルスから深刻な影響を受けた業界や中小零細企業への支援が目的であった。
- 中国人民銀行は「穏健な金融政策の実施を強化し、实体经济へのサポートを着実に実行し、バラマキをせず、国内外のバランスを図りながら、流動性の妥当な潤沢さを保ち、マネーサプライ、社会融資規模と名目GDP伸び率の一致を維持する」と説明した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4721642/index.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。